

(別紙2)

- 「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」(平成18年10月2日障発第1002003号生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

| 改 正 後   | 現 行  |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">障発第 1002003 号<br/>平成 18 年 10 月 2 日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正</u> 障発第 0701003 号<br/>平成 20 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 障発 0329 第 7 号<br/><u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部<br/>障害福祉課長</p> <p>就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について</p> <p>日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。<br/>さて、平成18年10月1日からの障害者自立支援法(平成17年法律第123号。<br/><u>平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>。以下「法」という。)の本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む<br/>新事業体系への移行が始まったところですが、このうち就労継続支援事業に<br/>ついては、A型(雇用有及び雇用無)及びB型、さらにはこれらの事業の組み</p> | <p style="text-align: right;">障発第 1002003 号<br/>平成 18 年 10 月 2 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 障発第 0701003 号<br/>平成 20 年 7 月 1 日</p> <p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部<br/>障害福祉課長</p> <p>就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について</p> <p>日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。<br/>さて、平成18年10月1日からの障害者自立支援法(以下「法」という。)の<br/>本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む新事業体系への移行が始まったと<br/>ころですが、このうち就労継続支援事業については、A型(雇用有及び雇用無)<br/>及びB型、さらにはこれらの事業の組み合わせによる多機能型と、その種別<br/>が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の</p> |

合わせによる多機能型と、その種別が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の適正な確保について、遺漏無きようお取り計らい願います。

記

1・2 (略)

3 利用者の労働基準関係法令の適用に関する苦情・疑義の解決等について  
A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、当該利用者に係る労働基準関係法令に関する苦情・疑義等の対応は労働基準監督署が行うが、A型利用者(雇用無)及びB型利用者から労働基準関係法令の適用について苦情・疑義等がなされた場合の対応については、以下により取り扱うこと。

(1) 原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に基づき、苦情処理としての対応を迅速に行うこと。なお、事業所内で苦情解決が図られなかった場合における当該苦情の解決に当たっては、市町村又は都道府県が最終的に処理方針を決定し、事業所に対し必要な指導を行うこと。

(2)・(3) (略)

4 (略)

適正な確保について、遺漏無きようお取り計らい願います。

記

1・2 (略)

3 利用者の労働基準関係法令の適用に関する苦情・疑義の解決等について  
A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、当該利用者に係る労働基準関係法令に関する苦情・疑義等の対応は労働基準監督署が行うが、A型利用者(雇用無)及びB型利用者から労働基準関係法令の適用について苦情・疑義等がなされた場合の対応については、以下により取り扱うこと。

(1) 原則として障害福祉サービス指定基準に基づき、苦情処理としての対応を迅速に行うこと。なお、事業所内で苦情解決が図られなかった場合における当該苦情の解決に当たっては、市町村又は都道府県が最終的に処理方針を決定し、事業所に対し必要な指導を行うこと。

(2)・(3) (略)

4 (略)